

旅行取引条件説明書

兩輪ホーリングス株式会社
募集企画旅行の部

本旅行取引条件書は、旅行業法第1~2条の4に定める取引条件説明書および同法第1~2条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 契約

(1) この旅行は、兩輪ホーリングス株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と契約書面による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(2) 当社はお客様が、当社の定める旅行日程に従つて、運送・宿泊の機関と契約を締結するとき、当社が運送・宿泊のサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することになります。

(3) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(4) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(5) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(6) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(7) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(8) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(9) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(10) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(11) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(12) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(13) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(14) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(15) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(16) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(17) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(18) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(19) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(20) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(21) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(22) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(23) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(24) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

(25) 旅券等においては、パンフレット・本取引条件説明書・ホームページ・旅券発行条件による旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結するこ

各締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無名接続料を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等で名受けできない場合は、当社が提携会社との契約書面のご都合により、取扱いを受けられません。

※「第5項(4)の1~7」の運賃・料金・経費をお客様のご都合により一部利用されなくて払戻しはいたしません。

(6) 旅行代金に含まれないもの

本項目に記載のもののはかは、特に表示のない場合には旅行代金に含まれないもの

※本項目に記載のもののはかは、特に表示のないもの

※本項目に記載の旅行代金とは、募集広告「パンフレット」に記載の旅行代金と第5項(6)の追加代金を加えた合計額です。

※宿泊料を伴う旅行の場合、その宿泊料とは別にご参加のお客様が各自は1室ごとの利用人数に対する差額代金をいた

※お客様のご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取り扱い

に到着いた時に成立します。

4. 通信契約でのカード利用日は、会員及び申込みしようとする企画旅行の名義で、出発日等に加えて「会員登録名」「力

度」有効期限等を記入して提出いただきます。

5. 与信等の届由により会員のお申出しのクレジットカードでのお支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

6. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

7. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

8. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

9. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

10. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

11. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

12. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

13. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

14. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

15. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

16. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

17. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

18. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

※「第5項(4)の1~7」の運賃・料金・経費をお客様のご都合により、取扱いを受けられません。

(6) 旅行代金に含まれないもの

本項目に記載のもののはかは、特に表示のない場合には旅行代

金の100%を申し受けります。

※本項目に記載の旅行代金とは、募集広告「パンフレット」に記載の旅行代金と第5項(6)の追加代金を加えた合計額です。

※宿泊料を伴う旅行の場合、その宿泊料とは別にご参加のお客様が各自は1室ごとの利用人数に対する差額代金をいた

※お客様のご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取り扱い

に到着いた時に成立します。

4. 通信契約でのカード利用日は、会員及び申込みしようとする企画

旅行の名義で、出発日等に加えて「会員登録名」「力

度」有効期限等を記入して提出いただきます。

5. 与信等の届由により会員のお申出しのクレジットカードでのお支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

6. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

7. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

8. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

9. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

10. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

11. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

12. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

13. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

14. お支払いは、当社が運送・宿泊の機関と契約を締結する際によくあります。

※旅行開始後および無連絡の不参加による取消しは、旅行代金の100%を申し受けります。

※本項目に記載のもののはかは、特に表示のない場合には旅行代

金の100%を申し受けます。

※本項目に記載の旅行代金とは、募集広告「パンフレット」に記載の旅行代金と第5項(6)の追加代金を加えた合計額です。

※宿泊料を伴う旅行の場合、その宿泊料とは別にご参加のお客様が各自は1室ごとの利用人数に対する差額代金をいた

る場合があります。

